

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…中小会社の監査役に
専門家を登用してはどうか—
会計調査人制度の代替案として—

二頁…銘語録、税の歴史から

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

中小会社の監査役に 専門家を登用してはどうか

— 会計調査人制度の代替案として —

最後の段階にはいった商法改正も、このころの盛り込みをよむと表面的には静寂を保っている。しかし、中小会社の計算の適正担保問題は依然として中心課題であり、今後とも目にはみえない。この問題をとりあげて将来に対する考え方を検討してみた。

法務省、関係団体が中小会社の 計算の適正担保制度にどう 対処するかを見守る

法制審議会商法部会は昨年二月開催されて以来、平成二年の会社法改正後にはじめて、本年三月二十日に開かれた。当日は会社法改正の経緯と結果について報告後、今後の改正方針について審議されたことである。

会社法についてはこれまで改正作業や国会、法務委員会の附帯決議を検討し、その上で、自己株式取得規制の見直し、合併と企業分割、社債法等を審議することになる模様。当面、今までの議論されてきた中小会社の計算の適正担保制度については、「商事法務」本年一月五日号で法務省民事局参事官から「……これまで会計調査人による調査として検討が続けられてきた中小会社の計算の適正担保の制度については、法制審議会における審議のほか、会計専門家団体における対応の進捗がほぼ解決する」となる。

日税連、商法対策委で、 「会計調査人制度の改善案 および代替案」を中間答申

日税連の商法対策特別委員 会では日税連会長の平成二年

八月の諮問に答えて、平成二年十二月「商法改正問題に対する今後の対応について」の中間答申を提出した。商対委の報告は、(1)法務省は中小会社の計算の適正担保制度の立法化とその担い手として会計専門家を活用する方針に変更がない。(2)計算と公開の制度が先送りされたことは、日税連と公認会計士協会の意見調整がつかなかったことが挙げられる。(3)中小会社の計算の適正担保の制度を、税理士

法との係わりでどのように解決し、社会的に有用で、中小会社の活性化を阻害しない制度とするか。との意見集約がされたとしている。さらに二月二〇日、日税連常務理事会では今後の対応策について新たな指針を出すとの提案に、税理士制度との関係でこのようにすべきが明確でない、また法務省の方針が明示されてない状況下で関係団体等との協議をすすめることは得策でないとの論議があり、継続審議となったこと。

いすれにしても日税連は方向として、この中間答申の「会計調査人制度の改善案および代替案」を軸に意見をとりまとめ提案していくことにならざるを得ない。会計調査人制度の改善案としては、取締役保証書を基礎として調査を実施する手続限定案により調査対象項目を限定し、調査の程度を全般的に引き下げるとしている。

また、会計調査人制度の代替案として、①新しい資格制度の創設(例えば会計調査士、②計算書類の作成に会計専門家を関与し、その関与の事実を明らかにする。③会社から提示された資料を質問、分析の手続を実施し、レビューを行う。④監査役監査に公認会計士、税理士であることを要求する。⑤中小会社の外部監査制度を導入し、公認会計士不足を簡略な移行試験制度により解決をはかる。

これらの「会計調査人制度の改善案および代替案」を答申では疑問と批判を交えて評価をしながら、より会計調査人調査の改善案をすすめる姿勢を示しているようにみえる。

東京税理士会役員選挙

投票は五月十日(金)

午前10時〜午後4時

東京税理士会の会長・副会長の選挙は四月九日公示され投票日まで約一ヶ月間選挙運動が開始される。

**税理士団体代表者協議会
推せん候補者決まる**

東京税理士会は役員改選期を迎え会員に話題を投げている。この二期は専任役員選挙戦に突入した。

協と校友会との話し合いで

税理士21世紀の会員団体で

あるため、21世紀の会が推せん候補に決定した有賀勝将氏を推すことに決定した。

(有安正雄氏)



なお、税理士各団体(21世紀の会、校友会、清流の

会長の元締として先般発足した税理士団体代表者協議会では、校友会の推せん候補、21世紀の会の推せん候補の調整を行ない、下記のとおりに推せん候補を決定し、同調することに決定した。

副会長候補 有賀勝将氏



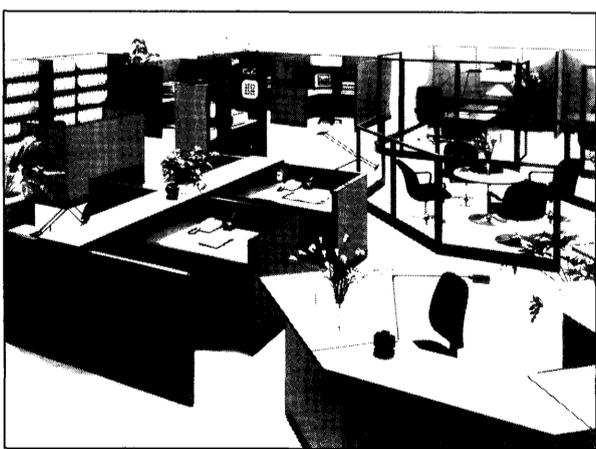
(有賀勝将氏)

有賀勝将氏は昭和五十六年四月に東京税理士会副会長に処女当選し、会のため貢献されている。氏の好きな言葉は、謙虚、誠実、道との事です。

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。

銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319



★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…温故知新一明治初期の政策を参考にして現在を考える

二頁…銘語録、税の歴史から

温故知新 明治初期の土地政策を参考にして現在を考える

明治政府の立法機関として明治二年三月に公議所が開設された。公議所は同年七月集議院と改称され、明治六年に廃止されるまで与論に基づいて万機を決する為会議を行っていた。

その時の議案録の中から租税に関するもの拾ってみたい。

まず明治二年三月重務官判事森金之丞の意見

租税之議

以来租税の儀は米納金納其便宜に従い勝手次第其取め人の意に任す可き事

以米定額租税の外新規租税取立の儀は公議所の公議を経ざる向は厳禁と為すべき事

右定額増減の儀も同断の事右存付の儀建言仕候間御評議を奉之候

次に日出議員帆足龍吉の意見

しほくの法を設け地税を納めしむべきの議

当人民遊逸に趨り山野の民は日々減少し三都並諸侯城下の民は日々倍す。是れ田畝荒廢人民困弊の基に御座候夫れ厚本抑末は為政の急務に候得ば三都及び通邑都會諸侯城下の市街屋敷戸数を限らせ度候得共、御新政の初専ら御仁恤を御主意と被遊候儀にて今俄に街坊の戸数を減らす候は其為めに生産を失ひ候者も可有之夫其所を得ざるは聖人の所恥しかりと申すも論ぜし如くしほくの制は漢土盛代にも行はれ候儀にて本邦にては明智光秀権宜の計を以て京都地子を免せしより今諸侯城下

で商人共自由に売買自領地の如く仕候。是絶て有間敷儀に御座候いわんや方今逐末の弊も盛に行れ候得ば宜しくしほくの法を設け田畝に準じ其税を納め給ひ天下窮乏の者御賑恤の資に充て給はば允當の御処置と奉存候

税法改革の議

旧来の税法を廢し田地売買を許し其沽券價段に準じて租税を収めしめは如何

右の法にすれば是まで煩はしき上中下田の別石盛並見なご云事及ばず檢地も費用にあらず田畑山野市井村落等一切地稅一律に納し悉く金納たるべし、且其沽券には役所の割印を押すべし、中には税を減せんとて沽券價段を下げ

る者もあらん、故に之を防ぐの法先ず一法を立て元價段より高値に買はんと云者あらば之を売るべし、之を売る事を好まざれば附値段通りに沽券を改め且つ附けたる者に金高の五分を与えて断りを云はしむべし、是れ其大略なり、今之を行はばは先ず其地に

二三十年間の平均物成高を今の相場に積りて金に直し、次に其地の沽券價段の總金高を求めて之に前の物成高を割付ければ即ち其税額を知る事を得べし。此法を行へば其益測る可からず。第一農民の煩勞少なく運送の費なく破船の思なく吏胥を為さざる事を得べし、若し發を為せば長官いな

がら簿書を案じて之を糺す事を得べし、つまり民より出でしだけ悉く官に取まり途中にて減耗たす且年々の収入に大増減なければ政府にて翌年の費用を預め算定する事を得べし、是最も國政の要件なり、概して之を論ずるに此法世の為に益ある事極めて多し然れども新奇の説なるが故に世人の訝亦甚しからん、有識の諸君子幸に博議を賜へ

また桜井議員近藤門造の意見

設月課税の議

此月課税と号する者は即ち國恩合なり、家別に毎月六十銅を出させ之を里正に積置毎年政府へ出し政府に之を加ふるに少差の利息を以てすれば天下の融通なすのみならず従前

昭和三十年頃までは兩者ほぼ同じように上つてきた。それが昭和三十年を百として平成元年をみると、日銀物価指数が二百五なのに全国市街地価指数は六千九十九にものなっている。貨幣の一円玉を見ても、明治時代には小型の金貨もしくは大型の銀貨であった。それが銅貨となり、今はわずか一グラムのアルミニウムで出来ている。資本主義が発展して行くと一円玉に象徴されている様に貨幣価値の下落は避けられないのかもしれないが、土地の値上りはいささか異常である。

今年度の税制改正でも次の様な対策が講じられた。

【改正前】百万円控除後の譲渡益について次に示す分離課税

四千万円以下の部分、二〇% (住民税六%)

四千万円超の部分、二五% (住民税七・五%)

【改正後】百万円控除後の譲渡益

全部、三〇% (住民税九%)

居住用資産の長期譲渡所得については三千万円控除後の計算では従来の四千万円を境にした計算が六千万円になった。法人の譲渡益課税も強化された。その他地価税の創設、買換えの特例の変更等が行われた。最近種々の政策がとられた事により、土地価額の高騰は治つてきているといわれている。国民の立場としても、昔から住み今後も同じ所に住みたいと願っている人々には、土地の値上りは、担保価値の増加はあるものの、それ以外には迷惑な事の方が多い。特に都心に近い所にこの問題がある。在来から住んでいた人が相続などに際して土地の価額が高いばかりに、さきやかな土地を処分して近頃に行つてしまつ事も時々見聞するが、今まで盛り場だった所から住民が立退いて行つてしまつ所のあるのは淋しいことである。今より一層庶民の悩みを悩みとして、場合によっては発想の転換をし、明治初期の様に理想的な未来像を心にえがきながら、思いきつた政策とか計画をたて実行につつしてはほしいものである。

(文責 岸本勝次)

第一税理士協議会

歴史 考察

歴史に想う (七)

木下藤吉郎の企業ロス発見法(承前)

藤吉郎は「負けてくれた百貫文は俺が出すから、そなたは損はかけぬ」と言...

藤吉郎は「負けてくれた百貫文は俺が出すから、そなたは損はかけぬ」と言...

が、このようなことをせず、企業のロスを発見するには...

突き落したり、遊んでいる子供をゴルフのクラブでなぐり...

人に對しての思いやりとか人と協調する連帯意識がない...



銘語録 弱い人間の最大の楽しみは、他人の悪口を言い合うことだ。

捨てる神に拾う神 結婚話が破談になったの悪口、あの社長、部長...

税の歴史から

太平記ゆかりの地 (北朝の巻その一)

足利は浅草から急行りよ作、備前、阿波、筑前等十...

<104>

先言葉に続いて、「上司の悪口、あの社長、部長、課長、ぶっ叩いてやる...

信賴の旅をご紹介します (株)日本会計士学館指定旅行会社 エムオーツーリスト

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…建設的意見 審議
案総て可決—第一
税理士協議会第二
十三回総会—
二頁…暑中見舞名刺広告



建設的意見 審議案総て可決

第一税理士協議会第二十三回総会

六月二十五日午後四時五十分より公認会計士会館第三会議室において、第一税理士協議会第二十三回定時総会が岡田一馬副会長の司会により開催された。(写真)

開会には松本正輝副会長の開会の辞の後、期中物故会員九名に加えて期後亡くなった四名を加えての十三名に哀悼の意を表して黙祷が捧げられた後、下田友吉会長、岡崎寿士名誉会長の挨拶の後、来賓として日本公認会計士協会東京会田中佐門副会長の挨拶があった。

総会は本人出席十三名委任状出席百五十名の計百六十三名で会員総員三百六十九名の三分の一を遙かに上回る出席で岡田副会長より一本総会は適法である」と宣言があり、本会会則九条により下田会長は議長席に着き議事の審議に入った。

なお議事録署名人は議長より山田辰巳・杉村明の二名が選出され、議長を加えて三名が署名人となった。

議事は報告事項として第二十三期の事業及び会務報告は兼山金刀園総務担当副会長より原案の朗読と説明があり、議長は議長にこれを諮ったところ満場一致これを承認した。

引続き審議事項として、第一号議案 第二十三期決算報告書は、同じく兼山副会長より原案の説明があり、期中決算額の大きな変動部分、未収会費の脚注事項について細かな説明が加えられ、議長が議場に諮ったところ、満場一致これを承認可決決定した。なお、決算報告書に関しては小川敏市氏が監事を代表して適正なる旨の監査報告がなされた。

第二号議案 第二十四期事業計画案
第三号議案 第二十四期予算案の二議案に関しては一括上程され兼山副会長より原案の説明と基本方針について、特

税理士制度前進のために

東京税理士会 副会長 有賀勝将

この度の東京税理士会役員選挙で副会長に当選させていただきました。これも偏に第一税協の先生方のご支援と協力の賜と心から厚くお礼申し上げます。

税理士法改正問題業務侵害対策問題、商法改正問題等々税理士業界には難問が山積しております。会員数も累増の傾向にあり税理士の法的地位の確立、税理士法人の検討は急務であるといえます。業務侵害も後を断ちませ



に全文の朗読を議長に確認を求めたところ長坂利正顧問より建設的な意見も出たのでありますが、議長はこれを留意して善処すると言いつつ満場一致これを承認可決された。

第四号議案 会則改正
議長に現在の会則で役員任期は第十五条で就任後第二回目の定時総会とする、とあるのを、協会・東京会の会則に倣って「役員任期は就任後第三回目の定時総会迄とする」に変更する旨の議場に諮ったところ、満場一致これを可決決定した。

第五号議案 役員改選
議長は、本総会は役員改選期であるが、第四号議案で役員任期が三年に延長するので、今期の改選の役員は暫定的に任期を一年として、協定会、東京会と一致させた旨の説明があり、異議なく満場一致これを可決決定した。

これで議事のすべてが終了したので議長は議事の終了を宣し、浅井新平副会長の閉会の辞によりお開きとなった。

これより、席を弓町クラブに変え懇親会となった。なお、今回主な意見としては、田中佐門東京会副会長より、第一税協は日本公認会計士協会の懇親会が、午後六時に、弓町クラブにて、第一税理士協議会会員並びに来賓を招いて、盛大に開催された。

岡田副会長による進行のもと、下田会長から、来賓に対する謝辞と挨拶があり、次に、来賓による祝辞と当会に対する期待が述べられ、岡崎名誉会長の首領で懇親会の乾杯がなされ祝宴となった。

お互いに和やかな雰囲気のおこわり

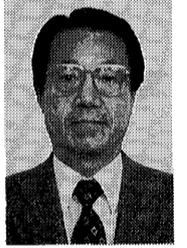
◆「歴史考察」銘語録「税の歴史から」は、今回休みました。

私の抱負

東京税理士会 副会長 飯島文夫

も初めての出来事でありました。早速、常務理事の指名をして担当等委嘱も相済み、新執行部が発足いたしました。私は使命感と情熱をもって税理士制度の健全なる発展と税理士の社会的地位の向上に努めることに、税理士業界への不公正な侵害の排除と、魅力ある税理士事務所経営の環境づくりのために全力投球する覚悟であります。どうぞ今後とも一層のご指導と鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健康とお多幸を心からお祈り申し上げます。



幾多の難題を抱えながら第35定期総会が無事終了し、東京税理士会の副会長に就任いたしました飯島文夫でございます。このたびの東京税理士会役員選挙に際しましては、物心ともに絶大なご支援を賜りました。お陰様を持ちまして当選することが出来ました。ここに有難く厚くお礼を申し上げます。会長、副会長の同時選挙は10年来のごとでありましてその結果、全員が交替することになったの

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。

スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。

銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

暑中お見舞申し上げます

<p>海老美 美與治 港区六本木四丁目九番二 電話(三三〇四)〇八八九一</p>	<p>岩村 讓一 中野区中央二丁目二 電話(三三六三)一六〇四</p>	<p>伊藤 秀雄 板橋区板橋二丁目六番三 電話(三三九六)一三三四</p>	<p>磯崎 勝 文京区小石川一丁目二番八 電話(三三八五)三三四五</p>	<p>石井 操 千代田区飯田橋二丁目一 電話(三三六四)四六四〇</p>	<p>石井 巖 足立区足立三丁目二番一 電話(三三八七)六三五一</p>	<p>池田 洋次郎 北区王子二丁目一三番一 電話(三九二)八一三二</p>	<p>飯沼 清夫 足立区梅田七丁目一五番二 電話(三九四九)二八〇一</p>	<p>浅見 孝 中野区上高田四丁目一五番 電話(三三八六)三六三六</p>	<p>浅井 新平 目黒区中央町二丁目一五番 電話(三七二)二八七四</p>
<p>木村 久彌 中央区日本橋人形町三丁目二 電話(三三六六)三六〇三</p>	<p>岸本 勝次 台東区台東四丁目一〇番七 電話(三三三三)二四六一</p>	<p>兼山 金刀園 練馬区上石神井二丁目三番一 電話(三三九〇)八一三三</p>	<p>加藤 隆之 中央区八重洲一丁目七番七 電話(三三七七)八四六二</p>	<p>長田 邦稲 港区新橋二丁目一六番一 電話(三五八〇)七二二四</p>	<p>小川 敏市 台東区三ノ輪一丁目二番八 電話(三三七七)七二六八</p>	<p>岡田 一馬 墨田区立花一丁目三番二 電話(三六一)二一八九〇</p>	<p>岡崎 寿士 中野区本町四丁目九番二 電話(三三八〇)一五五一</p>	<p>大盛 廣吉 足立区千住柳町三丁目七 電話(三三八八)六一二五</p>	<p>太田 昌一郎 大田区池上六丁目一八番二 電話(三七五四)〇〇四一</p>
<p>杉村 明 新宿区住吉町七丁目一三 電話(三三五七)五四一一</p>	<p>下田 友吉 台東区根岸一丁目一〇番五 電話(三三七四)七三二七</p>	<p>笹生 武夫 世田谷区下馬三丁目二番九 電話(三四二二)七九九五</p>	<p>佐久間 田鶴子 八王子市元横山町二丁目六 電話(〇四二六)四二七三</p>	<p>三枝 潮 世田谷区豪徳寺一丁目九番三 電話(三四一九)五三八一</p>	<p>五味 薫 中央区日本橋三丁目八番一 電話(三七七)四三三六</p>	<p>小場 篤 中央区銀座四丁目五番一 電話(三五五四)三三七七</p>	<p>後藤 千鶴子 中央区築地二丁目一五番五 電話(三五四)六三四七</p>	<p>倉田 由次 足立区梅島一丁目九番五 電話(三三八七)八四五一</p>	<p>窪寺 長治郎 練馬区豊玉上二丁目三番一 電話(三九九三)五三二一</p>
<p>塚田 正紀 山形市緑町一丁目七番一 電話(〇三六二)四九二九</p>	<p>谷内 保三 墨田区吾妻橋二丁目一八番 電話(三六二五)二四四八</p>	<p>田中 佐門 台東区柳橋一丁目二番九 電話(三三六二)〇三九四</p>	<p>高橋 榮吉 渋谷区代々木三丁目五番二 電話(三三七〇)二四七六</p>	<p>千正 清夫 中央区日本橋茅場町一丁目二 電話(三六八〇)〇〇五五</p>	<p>瀬藤 弘 新宿区内藤町一丁目三 電話(三三五〇)一五四七</p>	<p>関口 秀男 中央区銀座四丁目一三番一 電話(三五四二)七五六一</p>	<p>住田 光生 中央区日本橋室町四丁目一五 電話(三三四)六六〇〇</p>	<p>鈴木 三男 大田区池上四丁目二番二 電話(三七五三)七二四〇</p>	<p>諏佐 市之丞 新宿区大久保二丁目二番二 電話(三三〇〇)六二二一</p>
<p>松木 正輝 荒川区西日暮里五丁目二番四 電話(三三〇五)三三〇一</p>	<p>藤岡 大造 木更津市文京二丁目二番四 電話(〇四三八)三三三三</p>	<p>藤井 豊三 中央区銀座三丁目九番一 電話(三五四二)三六六八</p>	<p>廣瀬 哲夫 中央区銀座一丁目二番八 電話(三五六四)三三六八</p>	<p>野村 富雄 荒川区西日暮里五丁目三番一 電話(三三〇〇)一五八二</p>	<p>西野 清 町田市本町田三丁目五番一 電話(〇四七二)二三八二</p>	<p>中西 幸之助 港区南青山二丁目二番一 電話(三四七五)〇七七七</p>	<p>永島 徳造 豊島区目白四丁目二番五 電話(三五五四)〇二三五</p>	<p>長坂 利正 練馬区中村北四丁目二番二 電話(三九二〇)二二二二</p>	<p>外村 初 大田区東矢口三丁目二番四 電話(三七三二)一五五六</p>
<p>和田 新之助 文京区本郷三丁目九番五 電話(三三八四)五八九五</p>	<p>若林 恒雄 中央区新富一丁目二番一 電話(三五五二)八八一八</p>	<p>米山 昭一朗 板橋区高島平五丁目一四番一 電話(三三三八)〇〇二一</p>	<p>山本 日出磨 千代田区丸の内一丁目四番二 電話(三三八四)一九〇九</p>	<p>山本 敏郎 港区西新橋二丁目一〇番三 電話(三四三三)五五一四</p>	<p>山田 辰巳 武蔵野市境南町三丁目二番三 電話(〇四三三)二二二二</p>	<p>谷田部 榮廣 荒川区西日暮里一丁目二番八 電話(三三八〇)一四一八</p>	<p>安村 長生 八王子市南新町一丁目〇 電話(〇四二六)二二二二</p>	<p>本島 三郎 高崎市高松町一丁目二 電話(〇七三三)二四六二</p>	<p>村田 義男 目黒区八雲一丁目二番九 電話(三七一八)二一〇一</p>

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費を含む

主要目次
一頁…平成三年度土地税制
改正と企業の対応策
二頁…歴史考察、税の歴史
から

平成三年度土地税制改正と 企業の対応策

公認会計士小幡恭弘



地価高騰の抑制策として、平成三年度改正税法は、土地の保有と譲渡につき様々な課税強化策を打出した。個人の税制も広範囲に改正がなされたが、ここでは法人の土地税制に限定して説明する。

保有については地価税の創設、譲渡については超短期重課の六七・五％完全分離課税への移行、特定の資産の買換圧縮の制限等が、改正の焦点になる。

以下、改正税法のうち国税の重要項目及び留意点を説明し、改正に対する顧問先企業、とくに中小企業の対応策を模索してみる。(以下、原則として、平成四年一月一日から改正法が適用される。)

地価税(新設)

イ 概要と留意点
国税としては初めての、保有に係わる税制の創設である。

毎年一月二日現在において法人が所有するすべての土地等(借地権等を含む)の相続税評価額から基礎控除を差引いた額の〇・二％(平成四年度は〇・一％)を税額とする。申告は毎年一〇月一日から一〇月三十一日(平成四年度は十一月十六日から十二月十五日)までに行い、同日及び翌年三月三十一日までに二分の一ずつ分割納付する。

基礎控除は定額控除と単価控除のどちらか大きい方を選べる。

定額控除は十億円、ただし中小法人(資本金一億円以下)の場合は十五億円である。単価控除は一平方メートル当たり三万円である。なお一平方メートル当たり三万円以下の土地はもとより非課税である。

居住用に賃貸している建物の敷地は非課税である。

納税額は法人税法上の損金となる。

□ 対応策
① 毎年の準備
中小法人にとって、定額控除が大きいので、課税を受けない場合が多いであろうが、相続税評価は毎年変化するので、少なくとも概算で、全所有土地を評価しておくこと。このことは、新相続税評価基本通達における株式評価上の土地保有特定会社に、顧問先の

会社が該当するかの判断にも役立つ。

② 評価の問題
実務上評価が難しい例として以下の場合が考えられるが、個々に対処せざるを得ない。

・不動産賃貸業者が賃貸ビルが、一部居住用、一部事務所用に使われている場合に、専用床面積で敷地を課税と非課税に按分するのであるが、各部屋が居住の用に供されているか、否かの判断をしなければならぬ。(地価税法施行令9④参照)

イ 概要と留意点
従来二年以内の超短期重課について、本業が赤字である法人ならば、土地譲渡益の三〇％の追加税率を納税すればよかった。しかし改正税法では、その場合でも土地譲渡益の六七・五％の法人税を負擔することとなった。地方税を合わせると、税率は最高で九十四％にもなる。また、五年以上所有の長期保有土地の譲渡については、譲渡益の十％を追加課税されることとなった。

・二年超五年以内の短期譲渡については改正法はないので、従来通り赤字法人であれば、二十％の追加課税で済ませることが出来る。

・長期保有土地の十％追加課税は、原則として宅地建物取引業者の棚卸資産である土地

土地重課税

等については、適用されない。

・長期保有土地の十％追加課税の対象となる譲渡利益の計算においては、短期の重課と同様に、直接又は間接の経費を控除できる。

□ 対応策
① 売却時点の決定
売却予定の土地等がある場合に、取得日あるいは会社の本業が赤字か否かによって、平成三年中の譲渡と次年度以降の譲渡で税負担が相違するより有利な選択が必要となる。

② 長期保有土地の直接又は間接の経費計算
保有期間が長いので、売却予定土地については、過去の簿価の推移を把握しておくこと。

特定の資産の買換え圧縮の制限

イ 概要と留意点
長期保有資産から償却資産への買換え(十五号)制度は廃止された。既成市街地の内から外への買換え(二号)について、近郊整備地帯への買換えの場合は圧縮割合が八十％から六十％へ引下げられた。

・十五号買換えについては、三つのケースの経過規定(改正措置附則十五⑧)がある。

・一 号買換えは、平成三年四月一日以降の取得の土地等の譲渡については適用不可となった。

② 緩和策の利用
買換えに関する改正は、右記の課税強化だけではなく、既成市街地等内での高層化のための買換え(十一号、特定民間再開発事業の買換え(十二号)等)では、適用範囲の拡大による課税緩和策もとられた。従来の一 号あるいは十五号以外の利用も考えられる。

イ 概要と留意点
会社分割の方策として利用される特定の現物出資については、利益の圧縮割合を百％から八十％に引下げた。

・商法改正も行われ、事後設立の場合も原則として検査役の検査が必要になった。

・事業の移転を伴わない、単なる土地保有会社を設立するための分割の場合は、圧縮記帳ができなくなった。

・出資日以後五年以内に、親会社の持分比率が、出資比率要件である九十五％未満となった場合は遡って、圧縮記帳が取消される。

□ 対応策
① 本年中の分割
含みの大きい土地等を子会社に移転させる場合は、本年中に実施する必要がある。検査役の検査が必要な場合は、特に日程に注意する。

② 分割後の注意
本年中に分割すれば、右記の改正法の適用はないが、親会社の持分比率を将来下げる場合は合理的な説明ができるようにしておくこと。

以上、国税の重要改正点だけを説明したが、改正法は多岐にわたっており、地方税では特別土地保有税も強化されている。顧問先に事前の慎重な対応が必要である。

特定の現物出資の圧縮の制限

① 本年中の分割
含みの大きい土地等を子会社に移転させる場合は、本年中に実施する必要がある。検査役の検査が必要な場合は、特に日程に注意する。

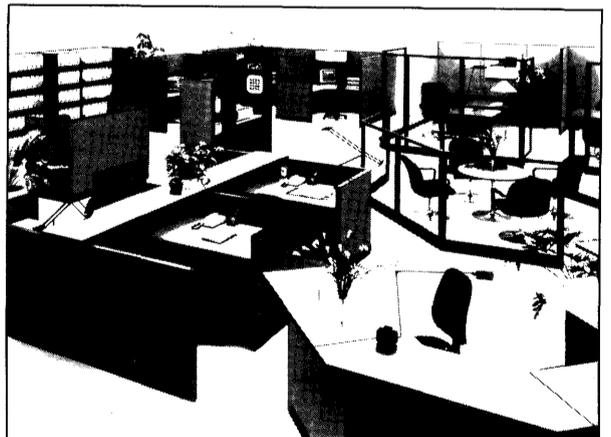
② 分割後の注意
本年中に分割すれば、右記の改正法の適用はないが、親会社の持分比率を将来下げる場合は合理的な説明ができるようにしておくこと。

以上、国税の重要改正点だけを説明したが、改正法は多岐にわたっており、地方税では特別土地保有税も強化されている。顧問先に事前の慎重な対応が必要である。

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。



銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一〜三頁 今次商法改正による配当可能利益の資本組入れの手續き

四頁 歴史考察、税の歴史から

株式会社変更登記申請書

- 商号 株式会社 甲商会
- 本店 東京都中央区日本橋5丁目34番5号
- 登記の事由 (1) 配当可能利益の資本組入れ
(2) 取締役、代表取締役及び監査役の変更
- 登記すべき事項 (1) 平成3年8月14日次のとおり変更
資本の額 金 10,000,000円
(2) 別紙『登記用紙と同一の用紙』に記載のとおり。
- 課税標準額 (1) 金 5,000,000円
- 登録免許税 (1) 金 17,500円
(2) 金 10,000円
- 添付書類
株主総会議事録 1通
取締役会議事録 1通
就任承諾書 取締役及び監査役については株主総会議事録の記載、
代表取締役については取締役会議事録の記載をそれぞれ援用する。
委任状 1通

上記のとおり登記の申請をする。

平成3年8月20日
(本店) 東京都中央区日本橋5丁目34番5号
申請人 株式会社甲商会
(住所) 東京都足立区足立3丁目36番18号
代表取締役 乙野一郎
(住所) 東京都中央区日本橋5丁目27番4号
上記代理人 公認会計士 乙野次郎

東京法務局 御中

平成二年の商法改正により株式会社最低資本金は一〇〇万円と定められた。この改正法は平成三年四月一日より施行されることとなったが、経過措置によって、平成三年三月三十一日までに現存している会社については原則として五年以内に増資をすることとなる。

増資の第一の方法としては新株発行による資金払込みによるのが一般的である。第二の方法としては新たな出資を伴わない法定準備金の資本組入れ(二九三条ノ三)がある。これは取締役会の決議により、いつでも行なうことができ、組入れた金額だけ資本が増加する。

第三の方法は配当可能利益の資本組入れである。今回の改正により株式配当(旧法二九三条ノ二)の制度がなくなり、配当可能利益の資本組入れ(二九三条ノ二)と株式分割(二二八条以下)とに分離された結果できた制度である。したがって株式配当のようにならなければならないことはいない。この資本組入れの制度は新たに株主が出資をすることなく増資できるから利用可能

委任状

住所 東京都中央区日本橋5丁目27番4号

私は、氏名 公認会計士 乙野次郎 を代理人と定め、下記の登記を申請する一切の権限を委任する。

- 平成3年8月14日配当可能利益の資本組入れによる変更登記申請に関する一切の件
- 取締役、代表取締役および監査役の変更登記申請に関する一切の件

平成3年8月23日
(本店) 東京都中央区日本橋5丁目34番5号
(商号) 株式会社甲商会
(代表取締役) 乙野一郎

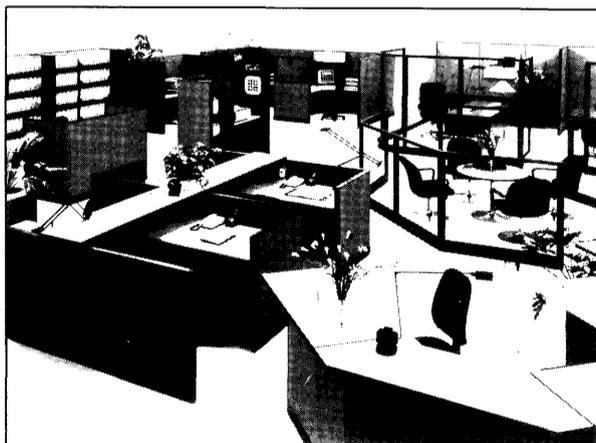
今次商法改正による
配当可能利益の
資本組入れの
手續きの
簡便化

性が高い。また、税法上、配当可能利益の資本組入れは、個人株主のみならず配当所得として所得が、特例措置で資本金一〇〇〇万円までのみなし配当は今回の税法改正により、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間、所得税を課さないこととされることとなった。

この配当可能利益の資本組入れの法務局への登記申請関係書類の具体的事例と法人税申告書「別表四」を次に掲げてみた。△文責 松木正輝▽

オフィスインテリアの
事なら何でも
ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
 - 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等
- オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。



銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

定時株主総会議事録

平成3年8月23日午前10時00分より、当会社の本店において定時株主総会を開催した。

当会社株主総数	4名
発行済株式総数	10,000株
出席株主数(委任状による者を含む)	4名
この持株総数	10,000株

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長 乙野一郎は議長席につき定時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 第22期平成2年7月1日から 営業報告書の内容報告の件
平成3年6月30日まで
ならびに第22期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

議長は、当期(平成2年7月1日至平成3年6月30日)における営業状況を詳細に説明し、下記の書類を提出して、その承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 利益処分案

ついで、監査役 横田美江は、上記の書類は、綿密に調査したところ、いずれも正確妥当であることを認めた旨を報告した。

総会は、別段の異議なく、承認可決した。

第2号議案 配当可能利益の資本組入れに関する件

議長は、当会社の資本金は現在500万円であるが、平成2年の商法改正により、株式会社の最低資本金は1,000万円となった。よってさきに承認された利益処分によって配当可能利益より500万円を資本に組入れることをはかったところ、全員これを承認可決した。

第3号議案 取締役および監査役任期満了による改選に関する件

議長は、取締役および監査役の全員が本定時総会の終結と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法をはかったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者をそれぞれ指名し、これらの者につきその可否を議場にはかったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

取締役 乙野一郎、横田はな、横田 明
監査役 横田美江

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

第4号議案 取締役報酬額支払に関する件

議長は、取締役の報酬総額を現在の年額金1,800万円以内から年額金2,500万円以内に改訂し、なお、これは使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含めないこととし、その配分方法は、代表取締役一任と決定してもらいたい旨を述べ、その議決方をはかったところ、一同これを承認可決した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成3年8月23日
(商号)株式会社甲商会 第22回定時株主総会

議長 代表取締役 乙野 一郎

出席取締役 横田 はな

同 横田 明

株式会社甲商会

貸借対照表

平成3年6月30日現在

資 産 の 部		
【流動資産】		
現 金		119,761
預 金		3,281,122
受 取 手 形		5,598,495
売 掛 金		13,131,872
商 品		11,038,524
貸 倒 引 当 金		△217,000
流動資産合計		32,952,774
【固定資産】		
(有形固定資産)		
構 築 物		193,939
機 械 装 置		230,167
車 両 運 搬 具		2,401,308
工 具 器 具 備 品		57,332
有形固定資産合計		2,882,746
(無形固定資産)		
電 話 加 入 権		139,363
無形固定資産合計		139,363
(投資等)		
出 資 金		1,000,000
保 険 積 立 金		1,233,600
投資等合計		2,233,600
固定資産合計		5,255,709
資産合計		38,208,483
負 債 の 部		
【流動負債】		
買 掛 金		9,605,326
短 期 借 入 金		3,103,000
未 払 金		2,138,459
未 払 消 費 税		437,700
未 払 法 人 税 等		882,000
仮 受 金		890,670
流動負債合計		17,057,155
負債合計		17,057,155
資 本 の 部		
【資本金】		
資 本 金		5,000,000
【法定準備金】		
利 益 準 備 金		1,250,000
法定準備金合計		1,250,000
【剰余金】		
別 途 積 立 金		3,000,000
当 期 未 処 分 利 益		11,901,328
(うち当期利益)		(2,733,043)
剰余金合計		14,901,328
資本合計		21,151,328
負債・資本合計		38,208,483
有形固定資産償却累計額		10,538,540

第一税理士協議会会員募集中!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

会員に対して、次のように情報提供し、資質向上を図っております。

○時期に合わせた税実務的なテーマの研修会の議義が受けられる。

○最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか

なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

(会員の方をお願い)

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいますようお願い致します。

第一税理士協議会

〒113 文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内
TEL (3816) 3346

利益処分(案)

【当期末処分利益】	11,901,328
【利益処分額】	
資本に組入	5,000,000
【次期繰越利益】	<u>6,901,328</u>

上記の通りご報告申し上げます。

平成3年8月23日

株式会社甲商会

代表取締役	乙 野 一 郎
取締役	横 田 は な
取締役	横 田 明

監査の結果、いずれも適法かつ妥当である事を認めます。

平成3年8月26日

監 査 役 横 田 美 江

〈法人税申告書別表四の例〉

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 平成 2. 7. 1 法人名 株式会社 甲 商会
 平成 3. 6. 30

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	円 2,733,043	円 △2,266,957	資本組入れ 5,000,000円 賞 与 そ の 他
加			
損金の額に算入した法人税及び法人臨時特別税(附帯税を除く。)	2 412,500	412,500	
損金の額に算入した道府県民税(利子割を除く。)	3 95,700	95,700	
損金の額に算入した道府県民税利子割	4 5,088	5,088	
損金の額に算入した納税充当金	5 882,000	882,000	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)	6		そ の 他
加算金、延滞金(延納分を除く。)			
減価償却の償却超過額	7		
仮払税金消却	8		
	9		
	10		
貸倒引当金繰入超過額			
算			
	以 下 省 略		

別表四

平三・四・一以後終了事業年度分

新日本法規

THE INFORMATION ARRANGEMENT STATIONERY

ファイル シリーズ

ビジネスの名脇役、戦略的プレーン登場。

情報整理 収 納 管 理 活用文具

名刺ファイル A4変型・S型

名刺を活性化する機能性追求。

A4変型(500枚用) 定価:2,400円 送料500円 S型(300枚用) 定価:1,150円 送料500円

P.P封筒

書類の保護と整理に。

定価:1枚120円

システムノート

あらゆる機能をコンパクトに集約。

定価:8,000円 送料500円

ハガキファイル

多彩にファイル、メモも自由自在。

定価:2,000円 送料500円

P.P書類ホルダー

整理した書類もすぐ探し出せる半透明。

定価:1枚80円

財産管理ファイル デラックス

大切な財産をひとまとめにして、保存・管理できる便利なファイル。

定価:10,000円 送料500円

印紙ファイル

印紙・切手をムダなく確かに活用。

定価:2,500円 送料500円

新日本法規出版株式会社

〒162 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

☎ (03) 3269-2220(代) FAX (03) 3235-7369

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…わが国経済の国際化に対応—夏季恒例会社税務研修会—
二頁…銘語録、税の歴史から

わが国経済の国際化に対応 —夏季恒例会社税務研修会—

講師 渡辺 淑夫先生

経済大国となったわが国は、経済の国際化とともに、企業の海外進出が増え、それに伴って海外取引が活発になる一方、国際課税の問題がクローズアップし、相手国の税制に処して正しい税務処理も要求されてきている。

第一税理士協議会は、時代に即応して税法の改正の都度、公認会計士である税理士の資質向上のため研修会を開催し、好評を博しているが、今回は、国際税務の事例を中心として、渡辺淑夫先生を招いて、さる九月七日(土)中央大学駿河台記念館にて、二時—三時まで開催した。(写真)

教材として、同先生の著書「コンサルタント国際税務事例」を使用した。

なお、渡辺先生は、最近、東京税務署署長を御退任後、現在は、税務大学校及び明治大学の講師、藍野学院短期大学教授をされ、現在、税務業務の第一線に活躍されている税理士であられる。

事例による研修会



渡辺淑夫先生

第一税理士協議会では、東京会監査団連絡協議会、東京会共同事務所連絡協議会の協賛を得て、毎年一回、機を捉えて研修会を開催しているが、今回は前掲の通り、わが国経済の国際化に伴い、その税務もかなり複雑化してきているので、国際税務の過去問題となった事例をもとに、研修会として、さる九月七日(土)中央大学駿河台記念館にて開催した。

当日は、テーマが国際税務に關してということであり、内容が新しい事例ばかりを取り上げられているので、参加者も熱心に講義を受けていた。なかには、質問をされる参加者も多く、大盛況に感じられる研修会であった。

「レジュメ」は、渡辺先生の著書「コンサルタント国際税務事例」の中から三件を取り上げたものであった。

当日のテーマとしては、次のとおりである。

最近の税務調査と国際税務事例

- I、最近の税務調査の傾向
- 1、国際課税関係
- (1) 国際課税と海外取引調査のレベルアップ
 - (2) 国際金融・先物取引・不動産取引の重視
 - (3) 移転価格税制の強化
 - (4) タックス・ヘイヴン対策税制の適正運用
 - (5) 外国税額控除のチェック
 - (6) 非居住者、外国法人に対する源泉徴収の適正化
 - (7) その他(M&Aの増加とその検討など)
- 2、国内課税関係
- (1) 役員給与の適正化
 - (2) 寄附金・交際費課税の検討
 - (3) 土地税制の適正運用
 - (4) 非上場株式の評価のチェック
 - (5) 貸倒損失と判定基準
 - (6) 借地権課税の適正化
 - (7) 金融商品・先物取引の重視
 - (8) 公益法人課税
 - (9) 同族会社取引のチェック

- II、国際課税事例
- (1) 相続税対策の重視
 - (2) その他
- III、国際課税事例
- 1、外債の発行代金の余資運用と収益計上基準
 - 2、赤字外国子会社の援助を目的とする特定出資
 - 3、支払業務委託料と交際費課税
 - 4、オフショア先物予約のオフショアフィー
 - 5、為替先物取引を利用した利益調節
 - 6、裏ジョイント取引と外国税額控除
 - 7、現地で損金不算入の本部経費
 - 8、現地外為法違反の金融取引とタックス・スベアリング・クレジット
 - 9、外国子会社援助と移転価格課税及び寄附金課税の適用関係
 - 10、租税回避を目的とする米国人の子会社分割
 - 11、特許権侵害により米国内企業に支払う和解金の課税関係
 - 12、米人出向者に係る税金の立替払い
 - 13、外国人社員の家来日旅費の課税関係
 - 14、その他

本研修会の狙い

本研修会の狙いは、次のとおりである。

わが国の経済の国際化が進むに伴い取引形態も複雑多様化し税制の面でも国際化の対応が強く要求されてきた。

反面、海外におけるわが国企業に対する反発や風当たりが強くなり、現地課税当局とのトラブルも増えつつある。

このため、国際間における税源の配分や国際的な租税回避行為の防止等に関しては、世界各国の関心が高く、移転価格税制の導入やタックス・ヘイヴン対策税制の確立のような国際課税面における環境の整備に力を入れる国が急激に増加している。

さらに、新しい国際問題として税金問題が上げられる。わが国もこの渦中にある。否応なくこれと対決せざるを得ない状況におかれているため、近年、主として利益の面から税制の整備や執行体制の見直し等の点が次々と検討されてきている。

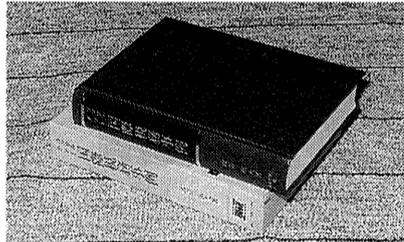
これを企業サイドからみれば、このような国際課税面における各国間の摩擦や衝突は、ややもすると、過重な税負担や二重課税問題に巻き込まれる危険性がある。

そこで、われわれも一層の研究が必要かと思われるので、この国際税制に絞って開催した次第である。

(教材)コンサルタント国際税務事例

本書は、わが国経済の国際化並びにこれによって発生する国際課税問題等に対処できるようにとの目的のもとに、出版された書籍であり、最も新しい事例を詳細に解説された、税務専門家向けの専門書でもある。

出版社は、税務研究会出版局、A5判六七頁、定価七四〇円、著者は渡辺淑夫氏である。



オフィスインテリアの事なら何でもご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が汨濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。



銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

歴史 考察

歴史に想う(十)

人運と良妻悪論(承前)

五、婢のごとき妻である。不...

六、怨家のごとき妻である。...

七、毒命のごとき妻である。...

八、七が悪妻であることとは...

九、秀吉の名軍師たる竹...

十、女御のごときものは...

十一、心美しゅうあらねばならぬ...

十二、可愛くあらねばならぬ...

十三、平凡な言葉ではあるが、男...

十四、与謝野鉄幹作詞の『人を恋...

十五、妻をめぐれば、才たけて...

人運の大切さ

歴史上の名将といわれた人、英雄といわれた人、それ...

三番目には「人運」といふ...

四、三番目の運は「人運」といふ...

五、三番目の運は「人運」といふ...

六、三番目の運は「人運」といふ...

七、三番目の運は「人運」といふ...

八、三番目の運は「人運」といふ...

の意志や願望とは係わりな...

また、さういふ貧乏の家に生...

三番目には「人運」といふ...

四、三番目の運は「人運」といふ...

五、三番目の運は「人運」といふ...

六、三番目の運は「人運」といふ...

七、三番目の運は「人運」といふ...



自らを強くした理由がある程度を越すと滅びる引き金となる。

著者は恐竜がなぜ滅びたのかを次のように説明して...

恐竜がどんどん大きくなって強くなり、動物では無敵となった...

しかし、あまり大きくなると生きて反省する時期に...

また、現在の日本経済の類の先祖、虎がシェパード...

また、現在の日本経済の類の先祖、虎がシェパード...

また、現在の日本経済の類の先祖、虎がシェパード...

また、現在の日本経済の類の先祖、虎がシェパード...

税の歴史から

南北朝拾遺

足利幕府は享徳三年(一)を受けていない。富部軍人...

四十四年、に債務者が借金正が在国しているのを、彼...

府に納めたら債務の破棄を、家もその辺の事情を諒承し...

を行つたかと思うと、文明していただきたいという意...

十三(一四八一年)には味の文書である。思つてま...

債権者が資金の一割を納めかせぬのは戦局ばかりでは...

認めるといふ法令を出して、その南朝が勢力を盛り返...

無茶苦茶といふは無茶苦ってであった。足利尊氏、...

茶な話であるが、私権に義詮、直義も南朝に降りた...

して公証証拠力を与える先事があり、逆に、楠正儀...

駆となったといえるかも知れない。その間かつては深刻...

トリニティーシステム テレホンサービス 03-3262-7324

そこて、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトリニティーシステムの提言です。

いま、貸宅地の相続に危険信号!!

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (3816) 3346

発行人 下田友吉 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…税法改正への希望
二頁…銘語録、税の歴史から

税法改正への希望

「明治明治といっければ、下から読めば治まるめい」といふ川柳があるが、優秀な人々の作った税法でも、第一線の立場から見れば、あおしたらうらうらうらという意見のある事も事実であらう。

普段考えていることを、失礼の段は平にお許し願って、率直に記事にしたので、税法改正の際の参考に資することができれば幸いと存する次第である。

もっと税負担の軽減を

近頃の課税関係のニュースを見てみると、バブル経済の付けがまわったのか、かなり大型の脱税事件とか、証券不祥事件とかが続いている。この種の事件は確かに社会正義の面からみると怪しからんとはいえない。これは決して肯定できるものではない。

しかし、視点を改めてみると税が高すぎるからというものが起きている。税金はあまりに高率で一定限度を越えたと税を免がれるため、何とか脱税とまでいかなくても節税へ走るの当然といえる。また、何か不動産の高騰のようなことが報道されると、もっと土地譲渡課税を強化して土地価格を抑制しようという声もあがる。

公平性よりも簡潔性を

税の公平性を保つことは社会的要請として必要である。これは論を待たない。

だが、公平といつては非常に難しいことであり、例えば土地所有者と土地を持っていないもの、中小企業者と一般給与所得者、多額の資金を持っているものと余裕のないもの等々、一方に片寄ってはならず、いかに調和を保つかが課題といえる。

この公平性と税の論議性を追求すると無限に法律が複雑となる。税の複雑さが増すと専門家でさえ、時々刻々変化する税法に対応が困難となり、とんでもない間違いをおかすこともある。

今回の消費税でも非課税を増やせば増やすほど複雑さが増え、困難な問題が起る。

土地税制

現在不動産融資総量規制の効果が利いているのか、税法上の土地税制が利いているのか、土地価格はここに来て沈静化に向かっている。

しかし国土庁は平成三年七月現在で平均地価上昇は東京圏の住宅地が一・〇%、商業

税法改正に望む

昨今、都心では僅かの土地でもあれば相続税の対象となり、民法で子供は平等となつていながら財産の分与を求められ、心ならずも売却して出て行く人が多い。その救済として現在二百平方メートル以下で評価額が、事業用なら六割減、居住用なら五割減とされているが、最近の改正で事業用に準ずるものを除いたため、間接的に個人営業の人にも課税が及ぶようになってきた。

しかも所有面積に制限がないため大規模に事業を展開しようとする。

消費税の課税方法の選択

消費税の簡易課税方式と原則課税方式の選択には、一回選択した方式は二年間変更ができない。

これは納税者を不当に拘束

交際費の限度超過額

交際費は、限度超過額の計一算では他の勘定科目に入っていないものでも交際費に加え、なお仮払、未払に計上しているものも加算して行うこととなっている。

しかし、仮払に計上されているものは別表(4)の減算項目で減算しないと法人の課税所得は大きく変わってしまう。

現実に税務調査に立会って調査員の調査が間違っているように考えられたら、ここで具体的な指示をすべきよう提案申し上げる。

法人が自己計算で八〇〇万円の交際費を限度額三〇〇万円を超える五〇〇万円を仮払として資産計上し、利益処分と同額を処分した。

これを税務調査で限度超過額は、仮払五〇〇万円は交際費三〇〇万円に加えて八〇〇万円、三〇〇万円を超える五〇〇万円は超過額となるので、これだけ課税所得は増加すると処理された。

法人の損益計算上の交際費は三〇〇万円であるからこの超過額五〇〇万円はこの交際費の超過額が現実的に存在しないことになる。

しかし、この処理に二歩譲ったとしても、別表(4)の処理において超過額を五〇〇万円増に計上するならば、同時に仮払交際費として五〇〇万円減算すべきである。

「法人税申告業務」には後者の処理が例示されているようである。

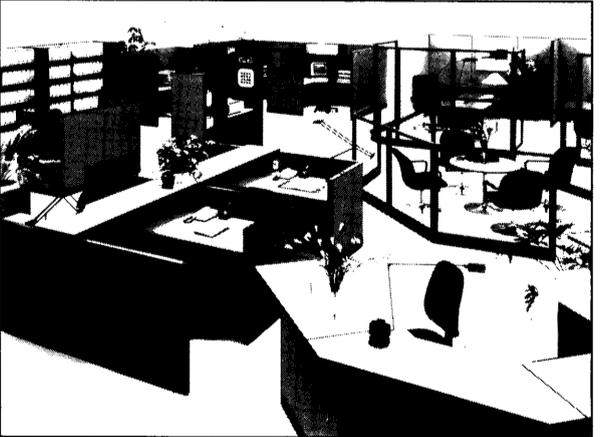
この減算は加算と同時に納税法人に徹底指導すべきで調査の段階で加算のみ行なうのは納税法人に不信の感情を起す結果となる。

(文中の、もっと税負担の軽減を、公平性よりも簡潔性をは松木正輝、土地税制は岸山孝、税法改正に望むは岸山勝次、消費税の課税方法の選択は下田友吉、交際費の限度超過額は岡田一馬がそれぞれ分担執筆した。)

オフィスインテリアの事なら何でもご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具も買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。

銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319



歴史 考察

歴史に想う(十一)

人運の大切さ(承前)

「国家に忠誠のあったものに地位を与えるには、それによさしい器量なければ地位を与えてはいけない。器量のない人には禄を与えない」と西郷さんが言っているが、いわゆる信賞必罰といふことでも、地位というものは、それとて与えることが、その人間にとって最も適しているのか、とこのことを考えるべきだと、この教訓である。

このことは、現在の経営者としても人運を運する一つの判断としていえることになる。要するに、このようになかなかに天運といふものがあるのではないのか。歴史的にみて、いづつかのこした天運の存在を感じさせる事柄は非常に多い。

さて、つぎは「地運」といふものの代表的な例。これを武田信玄といふ武将に例をとってみると、戦国の英雄の中で、この人ほど戦争も強い、経営も上手い、政治も上手いと思われ、人はいかにその例を見ない。信長などは、とても足もとにも及ばない第一級の人物だった。家康にしては、これと同じく、家康の後半の政治といふものは、この信玄が師匠だといわれている。

これだけの英雄が、元龜四年、徳川・織田の連合軍を三方ヶ原で蹴散らし、そしていよいよ京へ上りんとする時に病を得て、天正元年(一五七三)四月に亡くなってしまった。

なぜかといふと、当時の甲斐の国といふのは、周囲が山に囲まれ、北条に囲まれ、今川に囲まれ、そして織田、上杉といふ大敵がいる中で上京しようといふ執念を燃やし続けていたが、この悪条件を取

り除くだけで信玄は三十年以上を費やしている。これが、中原に鹿を遡るといふ、京に近い所位置を占めていたならば、当然天下を平定したであろうし、それだけの力量を持っていたと考えられる。特に信玄の場合は地域的条件に恵まれず、これに加えて信玄と対等の戦いをする名将上杉謙信と、十年以上も争わざるを得ない運命にあり、甲斐の国といふ辺境の地に生まれたために、天下を制するまでに至らなかったといふ地運。この地運に恵まれずにあたら無念の涙をのんだといふ、これも一つの地運の代表例であらうと思われ。

三つ目は人運。この最も顕著な例として秀吉を挙げてみる。まず、当時としては、まれにみる革命児織田信長といふ主君がいた。信長といふ人物は数多くの日本武将の中でも最も右翼の、とにかく仕えろといふ武将といわれている。部下にはほとんど相談などほしくない。自分の決断で全部を行なう。そして無能なものはいっ端から追放してしまふ、逆に能力のあるものは、身分や財産とかには関係なく、貧農の生まれであらうといふ、どんな器用な重要視するといふ政治家だった。

その仕えつらい信長の懐に飛び込んで、懸命な努力をした。これが大関といふ人臣を極める地位にまで昇った秀吉の、一つの大きな人運のあらわれではなかったかと思われ。逆に信長といふ人は、あれだけの賞賛に恵まれていながら、あまりにも人使いが荒い、神も信じない、自分こそ神であるといふくらいな人物であった。結局、天正十年(一五九〇)、ぼつぼつ朝鮮征伐が始まろうとする前に、そ

の運はずでに下り坂になっていく。秀吉ほどの大人物でも治政のことで、裏目が出てしまふ。その一つが二度にわたる朝鮮出兵、それから利休事件、秀次事件等々、すべてやることなすことかまうまいか、最後に病気がなってきたといふことである。みんなお世辞ばかりを言っ人になってしまった。

このような状態になってくると、秀吉ほどの大人物でも治政のことで、裏目が出てしまふ。その一つが二度にわたる朝鮮出兵、それから利休事件、秀次事件等々、すべてやることなすことかまうまいか、最後に病気がなってきたといふことである。みんなお世辞ばかりを言っ人になってしまった。



外から水をやる、と、きゅうりは自分で水をやる。努力しないで水分をとる癖がついてしまふ。湯いた土中から、自力で水分をとる能力を失い、最後には枯れてしまひます。

松野宗純 人生は雨の日の鉢

今年の六、七月頃に猛暑のため、カンカン照りの日が続く雨が降らなかった。家に来ている植木職人に庭の水をどの程度にやるのか聞いたところ、できるだけやらないで欲しいとの答えであった。

たしかに極端な水がけは、弟の方には掃除をしながら親方の仕事振りを見たりとさせる事が大切だといふことである。

近頃の学校教育を見てみると、本人よりまわりが、進学のための知識を習得させるために、先まわりしてこ

自らの意思で水が自然に土の中から水をどろどろと環境ではない。

社会に出てからもそう、朝の挨拶の仕方から仕

税の歴史から

東西南北

<108>

昔は、特に京都では土地の区画を確定する場合に、東は西はという風に東西南北を使うことが多かった。

土地によつては北東とか西南に一辺を持った土地もあつたと思うが、多くは前述のようになっている。不動

まず一四一六年称光天皇、足利義持の時代の文書を見てみよう。

「大雲寺四至東限安樂寺坂島岡通西限篠坂大道西端南限木行坂北限静原水室山北谷河越小野山麓の堺事

「天気がくぬく執達くだんのご」とは、天皇の御意向を伝えること以上の通りです」という意味である。

次に一五三九年後奈良天皇、足利義晴の時代の文書を見てみよう。

トリニテーシステム logo and contact info: テレホンサービス 03-3262-7324

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトリニテーシステムの提言です。

- いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないため、立往生しているケースです。
●トリニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合わせです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産については延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益(税引き後)を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。
●税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトリニテーシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施に移されます。

いま、貸宅地の相続に危険信号!!

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

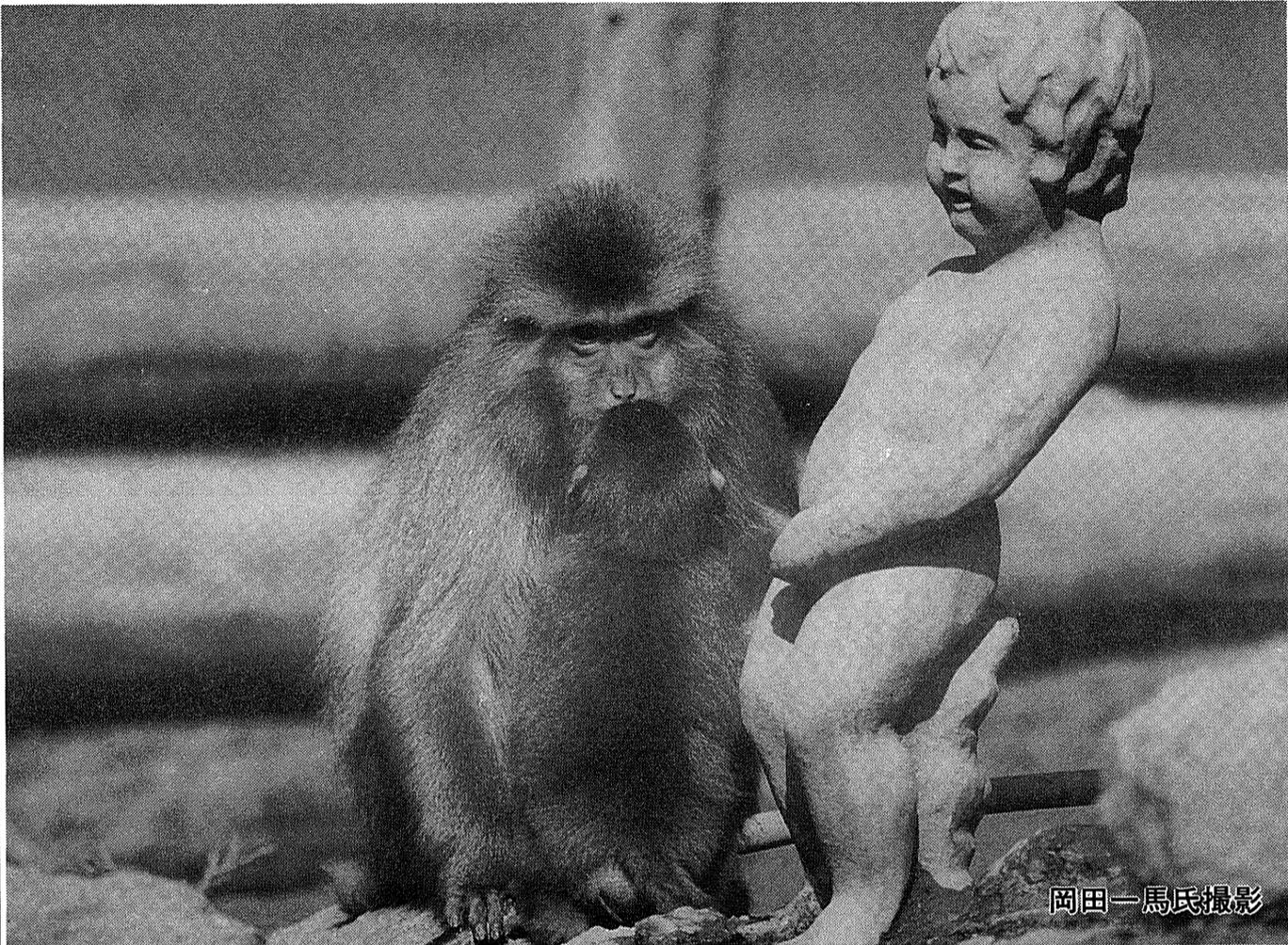
主要目次

一頁 ……年頭所感

二頁 ……歴史考察、銘語録

三頁 ……年賀名刺広告

四頁 ……年賀名刺広告



岡田一馬氏撮影



年頭のご挨拶

第一税理士協議会
会長 下田 友吉

会員諸兄新年おめでとうござい
ます。本年もよろしくお
願い申し上げます。
年頭に当たり第一税協の運
営について反省しながら願
いを込めてご挨拶いたします。

内容と結果は毎年変わり映え
のないものの繰り返してあ
ります。項目別にいくつと
と書くことは今年はやめま
す。東京税理士会は昨年役員
選挙を経て選ばれた役員の主
流は波多野時代と変わらな
い。人達を占められました。選
中はいくらか中道に近づいた
かと思っていた人達も当選し
て見るとやはり少しも変わっ
ていませんでした。多数決に
よる結果は否定するものでは
ありませんが、一部の声の大
きい指導者によって一万余千
人に及ぶ東京税理士会が
批判精神と協調精神を失な
い、闘争的集団に陥ることは
許せません。

公認会計士で東京税理士会
に属している数は二千人余あ
ります。その内第一税協に入
会している数はわずか五分の
一に過ぎません。どうか挙
げて第一税協に入会していただ

平成四年に際して

税理士21世紀の会

名誉会長 大竹 浩司



今年も皆様にとって良い年
でありますようにお祈り申し
上げます。

謹んで平成四年の新春を
お慶び申し上げます。
いつも年頭には、激動の
年”という言葉が出ますが
昨年は正にびつたり年の
ン連共産党が解散し連邦
が崩壊するなどというこ
が、この眼の黒いうちに実
現するなんて、まことに思
いもよばないことでありま
した。

21世紀まであと八年、世
紀末から新世紀への胎動が
脈打つ、事実上の激動の世
紀の幕明けです。

それがまた、サル年で明
け染めたといつことも象徴
的で、サルの英雄といえは
何といつても孫悟空です。
あたかも如意棒を振り回
し、筋斗雲に乗って十萬億
士の天空を飛躍するが如き
気概にあやかりたいので
あります。

それと申しますのも、業
界の懸案の商法問題一つ取
り上げても手を拱いて
いては悔を千載に残すこ
になりましょう。中小会社
の計算の適正を担保する法
制度を有さないのは日本だ
けであり、国際化時代の今
日、もはや法制化の運滞は
許されないとわかれていま
す。「調査」と「監査」は別
のものであり、公認会計士
と税理士はこれまでこのよ
うに自己主張のみを繰り返
してはならず、職域利害を超
えて相携えて、それぞれの
制度を尊重しながら役割分
担を果たすべきであると考
えます。

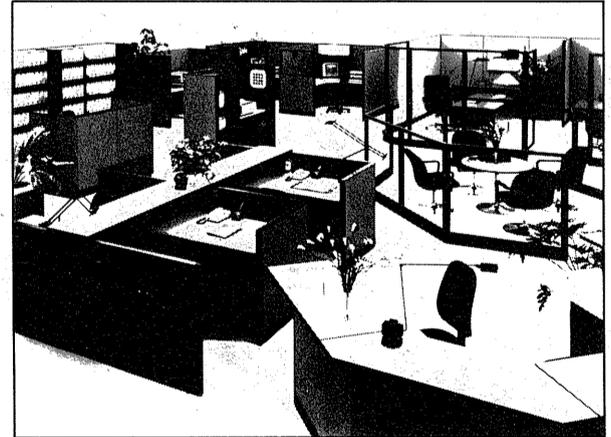
その点、公認会計士と税
理士の協調のために第一税
理士協議会を組織し二十有
余年と長い間、一貫して
団結し主張し続けている
活躍振りに、私は深く敬意
を表するものであります。
今後貴会の存在が再認識さ
れる好機が必ず訪れるもの
と確信し、一層の発展を
心から祈念してやみませ
ん。

私の所属する税理士21世
紀の会も、この二一三年、
種々の経過を辿っておりま
すが、税理士としての公認
会計士の諸先生も含む両者
の協調のための会であり、
その存在意義は大きいもの
と考えております。今後益
々皆様のご要望に添うよう
孫悟空のような勇気をもっ
て頑張る所存です。幸い21
世紀の会の会長は、私の限
りなく信頼する下田友吉先
生であり、同先生は第一税
理士協議会の会長でもあり
ます。下田会長のもとで一
致団結して21世紀への大い
なる飛躍を夢見つつ、私の
新年のご挨拶と致します。

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が汨濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。



銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

恒例の第一税協研修会!

実務に役立つ

税法実務研修会

改正消費税法の個別解説、公認会計士協会租税相談室の相談事例から見た問題点を中心に明快に講義解説!

日時/平成4年1月18日(土)

午前10時~午後12時50分

場所/中央大学駿河台記念館2階大会議室

会費/ 4,000円

主催/第一税理士協議会

協賛/東京会監査団連絡協議会

// 東京会共同事務所連絡協議会



新年の所感

社団法人日本監査協会
理事長 秋場 邦雄

巡り来る新年を迎え、まず無病息災を感謝し新たな意欲に燃えます。限りある人生を有意義に過ごす一日を一年を大切に生きていきたいと思えます。健康一家団圓に勝る幸せなし。私も毎毎に想い出を残しつつ歳を重ね新しい年を迎えていきます。

蒼海の一票に過ぎない人間、その生命力の果敢なき、方丈記によれば「知らず生まれて死ぬる人何れより来たり何処へ去るか」また、冒頭の句に「淀みに浮かぶうたかたはかつ消えかつ現れるものにあらず」「人間の生命力たかくのごとく」とある。欲望の虜となり毎毎に新聞、ニュースを賑わす人間の悪、それは、良心を持たない因果応報を弁えない哀れな人間像である。この世から悪を追放することは不可能である



新年のご挨拶

近畿税務研究会
会長 西澤 馨

第一税理士協議会会員の皆様、明けまして、おめでとうございます。貴会と同じ趣旨の会に属する者として、遙か大阪の地から、新年の賀詞を述べさせていただきます。誠に、光栄に存するものであります。旧年中は、種々ご厚誼を賜わり、厚くお礼申し上げます。昨年、湾岸戦争に始まりソ連邦の崩壊で終わるといふ、激動の一年でありました。一方、国内におきましても、金融、証券業界に数々の不祥事が、表面化し、新聞紙を賑わした一年でもありました。



平成四年を迎えて

社団法人全日本計理士会
会長 岡芹 一夫

平成四年の新しい年を迎えました。第一税理士協議会の役員・会員の皆さまの一層のご健康とご繁栄を心からお祈りいたします。平成三年を振り返りますと、世界十大ニュースのトップにどれがなってもおかしくないほど歴史的大事件が相次いで、まさに激動の年でした。そして景気の足取りは重く、また激化する一方の欧米先進国との経済摩擦も予測され、今年も昨年にもまして内外ともに持ち越された問題を抱えて、波乱の年となりそうです。



新年のご挨拶

税理士桜友会
会長 佐野 辰彦

新年あけましておめでとうございます。第一税理士協議会の諸先生およびご家族の皆様にはお健やかに佳き年をお迎えになられたこと心からお慶び申し上げます。昨年中は、諸先生から平素のご支援・ご指導に加え、特別のご厚情も賜りましたこと深く感謝申し上げます。ことごとく期待に沿い得なかったことについて大変恐縮いたしました。本年も引き続きどうか宜しくお願ひ申し上げます。今年は何が起こるだろうかと、良い方向に変化してくれば、と願わずにはおられません。変化がどのようなものでありましても、その流れは私どもの業界の色々の分野に影響を及ぼしてくるものと思われまます。こんな時、私も税理士も時代の流れの必然性に対応して賢く「エゴ」にならないよう、処していきまます。

規制が立法されるものと思ひます。われわれも、これに対応して企業のニーズに答えるべきで、大いに研鑽に努めなければならぬと思ひます。今こそわれわれは貴会と共に、大いに、税理士制度の正常化に努力しようと思っております。どうか今年も、ご協力とご支援をお願いすると共に、貴会の益々の発展と、貴会会員の皆さまのご健勝を、お祈りして新年のご挨拶といたします。

いま、貸宅地の相続に危険信号!!

◆提携税協組/東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合・埼玉県税理士協同組合・名古屋税理士協同組合・京都税理士協同組合

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトリニテーシステムの提言です。

- いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないため、立往生しているケースです。
- トリニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合わせです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産については延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益(税引き後)を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。
- 税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトリニテーシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施に移されます。

お知らせ
〈物納申請をしたが、収納許可に
なっていない相続人の方へ〉
いまからでも遅くありません。至急、
トリニテーシステムテレホンサービス
へご連絡ください。国土工営では、当
該物件を診断のうえ売却後黒字(相続
税、利子税、譲渡所得税および譲渡費
用差引後)が見込めるケースについて
は、納税者のご意向をもとに、関与税理
士と協議の上、物納を取下げ、売却へ移
行する業務をお引き受けしています。

謹

賀

新

年

'92

海老美 美與治 港区六本木四丁目九番二 電話(三四四)〇八八九一	岩村 讓一 中野区中央二丁目二九 電話(三三六)一六〇四	伊藤 秀雄 板橋区板橋二丁目三三 電話(三九六)一三三四	磯崎 勝 文京区小石川二丁目二八 電話(三八一)五三五四	石井 操 千代田区飯田橋二丁目一〇 電話(三二六)四六四〇	石井 巖 足立区足立三丁目二一 電話(三八七)六三五一	池田 洋次郎 北区王子二丁目三一 電話(三九二)八一三一	飯沼 清夫 足立区梅田七丁目一五 電話(三八四)九二一〇	浅見 孝 中野区上高田四丁目一五 電話(三三八)三六三六	浅井 新平 目黒区中央二丁目二八 電話(三七七)二八七四
窪寺 長治郎 練馬区豊玉上二丁目三二 電話(三九九)五三二一	木村 久彌 中央区日本橋人形町三丁目二 電話(三六六)三六〇三	岸本 勝次 台東区台東四丁目一〇 電話(三八三)二四六一	兼山 金刀園 練馬区上石神井二丁目三一 電話(三九二)八一三四	加藤 隆之 中央区八重洲一丁目七一 電話(三二七)八四六二	長田 邦稲 港区新橋二丁目六一 電話(三五八)七三三四	小川 敏市 台東区三ノ輪一丁目二八 電話(三八七)七二六八	岡田 一馬 墨田区立花一丁目三二 電話(三六二)一八八〇	岡崎 寿士 中野区本町四丁目一九 電話(三三八)一五五一	太田 昌一郎 大田区池上六丁目一八 電話(三七五)〇四一四
諏佐 市之丞 新宿区大久保二丁目二二 電話(三三〇)六二二一	杉村 明 目黒区平町二丁目二〇 電話(三七七)三二〇二	下田 友吉 台東区根岸一丁目〇一 電話(三八七)七三二七	笹生 武夫 世田谷区下馬三丁目九 電話(三四二)七九九五	佐久間 田鶴子 八王子市元横山町二丁目六 電話(〇四二)四二七三	三枝 潮 世田谷区豪徳寺一丁目九 電話(三四九)五三八二	五味 薫 中央区日本橋三丁目八 電話(三七二)四三三六	小場 篤 中央区銀座四丁目五 電話(三五六)三三七七	後藤 千鶴子 中央区築地二丁目一五 電話(三五四)六三三四	倉田 由次 足立区梅島一丁目九 電話(三八八)八四五一
永島 徳造 豊島区目白四丁目二四 電話(三九五)〇二三五	長坂 利正 練馬区中村北四丁目二四 電話(三九六)一三三四	外村 初 大田区東矢口三丁目二五 電話(三七三)一五六六	田中 佐門 台東区柳橋一丁目二九 電話(三八六)〇三九四	高橋 善一郎 世田谷区奥沢三丁目一五 電話(三七八)五八五八	高橋 榮吉 渋谷区代々木三丁目五六 電話(三三七)二四七六	瀬藤 弘 新宿区内藤町一丁目一三 電話(三三五)一五四七	関口 秀男 中央区銀座四丁目一三 電話(三五四)七五六二	住田 光生 中央区日本橋室町四丁目一五 電話(三四二)六六〇〇	鈴木 三男 大田区池上四丁目二六 電話(三七五)七二四〇
本島 三郎 高崎市高松町六二 電話(〇七三)三三四二	村田 義男 目黒区八雲一丁目二九 電話(三七八)二〇一九	向山 清志 杉並区松庵三丁目一〇 電話(三三三)六六三六	松木 正輝 荒川区西日暮里五丁目二七 電話(三八〇)五三〇一	藤岡 大造 木更津市文京二丁目二四 電話(〇四八)三三五四	藤井 豊三 中央区銀座三丁目九 電話(三五四)三六六八	廣瀬 哲夫 中央区銀座一丁目二七 電話(三五六)三三六八	西野 清 町田市本町田三丁目五〇 電話(〇四七)二二八八	中西 幸之助 港区南青山二丁目二二 電話(三四七)〇七七一	中地 宏 新宿区西新宿六丁目二七 電話(三三四)八二七九
和田 新之助 文京区本郷三丁目九 電話(三八四)五八九五	若林 恒雄 中央区新富一丁目二二 電話(三五五)八八二一	米山 昭一朗 板橋区高島平五丁目一四 電話(三九八)〇〇二一	山本 日出麿 千代田区丸の内一丁目四 電話(三三八)一四九四	山本 秀夫 杉並区本天沼二丁目二二 電話(三九九)四七七三	山本 敏郎 港区西新橋二丁目二〇 電話(三四三)五五一四	山田 辰巳 武蔵野市境南町三丁目一三 電話(〇四三)三二二一	谷田部 榮廣 荒川区西日暮里一丁目一四 電話(三八〇)一四一七	安村 長生 八王子市南新町一丁目〇 電話(〇四六)三三〇七	八 敏志 郎 相模原市相南二丁目二一 電話(〇四七)四二〇一

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…税法実務研修会大盛會
二頁…歴史考察、銘語録、
税の歴史から

税法実務研修会大盛會

◆改正消費税法
◆最近の租税相税事例

東京国税局税務担当官
日本公認会計士協会租税相談室相談員
越田友進氏



研究会風景

一 非課税
規定の改正

(1) 第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等
(児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法のホームヘルパー等)
(2) 助産に係る資産の譲渡

二 簡易課税
制度の改正

1、簡易課税制度の適用上限額が五億円から四億円となった。

(この改正は平成三年十月一日以後開始する課税期間から、基準期間の課税売上高が四億円以下)
2、みなし仕入率の改正
イ、第一種事業 卸売業 90%
ロ、第二種事業 小売業 80%
ハ、第三種事業 70%

一 非課税
規定の改正

(3) 埋葬・火葬に係る役務の提供
(4) 身体障害者用物品の譲渡、貸付等
(5) 身体障害者用物品は厚生大臣の認可を要す。
(6) 教育に係る役務の提供
(7) 住宅の貸付け

二、第四種事業 前項以外の仕入控除額×課税売上消費

改正消費税法について

公認会計士での業務四本柱の一つである租税に関する問題も対象会社が大型であるが故に国際的となり外国租税の取扱いや、大型・複雑な租税の取扱いに関する件等々発生してきたので、日本公認会計士協会では、これ等に対応して租税相談室を設置したのであるが、最近相談件数も増加してきた。よって第一税理士協議会では東京監査団連絡協議会・東京共同事務所連絡協議会の協賛を得て、平成四年一月十八日(土)午前10時より午後一時迄、中央大学駿河台記念館大講堂にて前段を改正消費税法について東京国税局税務担当官、後段を日本公認会計士協会租税相談室相談員越田友進氏を講師として招いて実務に役立つ税法実務研修会を開催した。

世界の状況は湾岸戦争から中東和平会議へ移り、東西ドイツの統一に次いで、USSR(ソビエト)社会主義共和国連邦の崩壊、経済破綻、EC統一の強化等、国内においてもバブルが破裂し、証券市場、金融市場への国民の不信と、それに伴って発生した投資意欲、物流経済の不振による減入減出、増加する減出に對し、国として何か対策をたてなければならぬ。それは国民経済の活性化は当然であるが、国債発行、租税収入によらねばならぬ。然し、租税に依存することとなるが、さりとて新税を導入するには時間がかかるし、消費税に對しては既に国会審議も終わっている。それらに從って見直しという形となった。結果は非課税規定が改正された事、簡易課税制度の適用上限額が下げられた事、みなし仕入率の二区分が四分になった事、限界控除制度の適用上限額が下げられた事、年税額五〇〇万円を超える中間申告回数が年一回から年三回になった事等で平成三年十月一日から施行される事となった。

最近の租税相談事例

1、レバレッジドリース投資資金の運用途中損失の税務上の問題
2、複数リース契約の約定リース料の行為計算否認の可否
3、海外子会社の有償減資の株価の問題
4、評価減の株式の値を戻した銘柄の問題
5、上場予定、中小企業投資育成会社を中心とする株式譲渡に関する問題
6、売却使用権の営業権としての減価償却の問題
7、償却計算のやり直しと利益積立金の取崩の問題
8、移築建物(無償取得)に要した費用の処理

9、建物に関する契約、和解の問題と取得時期
10、新規取得土地とその支払利子の損金計上問題
11、12、13、土地取得に係る借入金利子の会計処理
14、構築物の自動車道としての解釈
15、建設仮定と補助金仮受処理の可否
16、骨とう品と宣伝費処理の問題
17、ゲームソフトの評価損計上の問題
18、中退共の脱退一時金の処理
19、近親者の海外研修の問題
20、代物弁済取得と取得価額

1、レバレッジドリース投資資金の運用途中損失の税務上の問題
2、複数リース契約の約定リース料の行為計算否認の可否
3、海外子会社の有償減資の株価の問題
4、評価減の株式の値を戻した銘柄の問題
5、上場予定、中小企業投資育成会社を中心とする株式譲渡に関する問題
6、売却使用権の営業権としての減価償却の問題
7、償却計算のやり直しと利益積立金の取崩の問題
8、移築建物(無償取得)に要した費用の処理

9、建物に関する契約、和解の問題と取得時期
10、新規取得土地とその支払利子の損金計上問題
11、12、13、土地取得に係る借入金利子の会計処理
14、構築物の自動車道としての解釈
15、建設仮定と補助金仮受処理の可否
16、骨とう品と宣伝費処理の問題
17、ゲームソフトの評価損計上の問題
18、中退共の脱退一時金の処理
19、近親者の海外研修の問題
20、代物弁済取得と取得価額

1、レバレッジドリース投資資金の運用途中損失の税務上の問題
2、複数リース契約の約定リース料の行為計算否認の可否
3、海外子会社の有償減資の株価の問題
4、評価減の株式の値を戻した銘柄の問題
5、上場予定、中小企業投資育成会社を中心とする株式譲渡に関する問題
6、売却使用権の営業権としての減価償却の問題
7、償却計算のやり直しと利益積立金の取崩の問題
8、移築建物(無償取得)に要した費用の処理

9、建物に関する契約、和解の問題と取得時期
10、新規取得土地とその支払利子の損金計上問題
11、12、13、土地取得に係る借入金利子の会計処理
14、構築物の自動車道としての解釈
15、建設仮定と補助金仮受処理の可否
16、骨とう品と宣伝費処理の問題
17、ゲームソフトの評価損計上の問題
18、中退共の脱退一時金の処理
19、近親者の海外研修の問題
20、代物弁済取得と取得価額

1、レバレッジドリース投資資金の運用途中損失の税務上の問題
2、複数リース契約の約定リース料の行為計算否認の可否
3、海外子会社の有償減資の株価の問題
4、評価減の株式の値を戻した銘柄の問題
5、上場予定、中小企業投資育成会社を中心とする株式譲渡に関する問題
6、売却使用権の営業権としての減価償却の問題
7、償却計算のやり直しと利益積立金の取崩の問題
8、移築建物(無償取得)に要した費用の処理

9、建物に関する契約、和解の問題と取得時期
10、新規取得土地とその支払利子の損金計上問題
11、12、13、土地取得に係る借入金利子の会計処理
14、構築物の自動車道としての解釈
15、建設仮定と補助金仮受処理の可否
16、骨とう品と宣伝費処理の問題
17、ゲームソフトの評価損計上の問題
18、中退共の脱退一時金の処理
19、近親者の海外研修の問題
20、代物弁済取得と取得価額

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。

スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせて頂きます。

銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

歴史 考察

歴史に想う(十三・完)

評価は人がするもの(家前)
私は歴史に例えて、この世を...

「不平」は自分の不満を人
のせいにする。自身の不満を...



山田洋次の寅次郎シリーズ
老病死の四苦というものがあ...

人間の世に生まれてくる時
も一人、寂しいことではござ...

私も昨年は身近な人々
の死を体験して、世の無常を...

税の歴史から

和歌

ミッドウェー海戦の行わ
れた後、ある軍需工場に東...

「戦争の結果はその予測
の通りだったが、まさに和...

いま、貸宅地の相続に危険信号!!

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトリニテーシステムの提言です。

- いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないため、立往生しているケースです。
●トリニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合わせです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産については延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益(税引き後)を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。
●税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトリニテーシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施に移されます。

提携税協組/東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合・埼玉県税理士協同組合・名古屋税理士協同組合・京都税理士協同組合



テレホンサービス 03-3262-7324

お知らせ
(物納申請をしたが、収納許可になっていない相続人の方へ)
いまからでも遅くありません。至急、トリニテーシステムテレホンサービスへご連絡ください。国土工営では、当該物件を診断のうえ売却後黒字(相続税、利子税、譲渡所得税および譲渡費用差引後)が見込めるケースについては、納税者のご意向をもとに、関与税理士と協議の上、物納を取下げ、売却へ移行する業務をお引き受けしています。

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

協 税 第 一

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…東京税理士会は税理士法の改正を検討
二頁…歴史考察、銘語録、税の歴史から

東京税理士会は税理士法の改正を検討 改正意見の概要

東京税理士会(制度部)は昨年十月「税理士法に対する改正意見(タタキ台) 21世紀へ向けての税理士制度の構想」という小冊子を作成し、その冊子に法対策特別委員会で作成した「税理士法改正に関する支部検討資料」を付けて、各支部に本年一月末までの期限で意見を求め、各支部での検討は進んでいるようであるが、大方はタタキ台の結論採用の危険性が強いと思われる。

そこで本稿は、タタキ台と称しながらも、相当まとまった結論を出している東京税理士会の改正意見の内容を記者に紹介しようとするものである。

第一「税協としての意見は、これによって東京税理士会の考えを広く知っていただき読者諸君の批判意見をいただいて後日開陳したい」と考えている。

ただ「東京税理士会現執行部の性格は基本要綱を作った十数年前のそれと変わっていない」ということが以下のタタキ台紹介によって伺い知ることができている。あることを指摘したい。

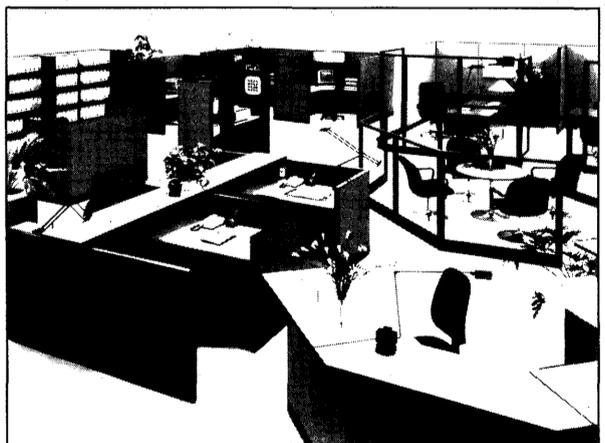
東京税理士会の税理士法に対する改正意見(タタキ台)の構成は、初めに現行税理士法の条文を示し、次に改正条文を書き、最後に改正の意見を記述する順序で作成されている。改正意見の項目は二十五項目に及び、B5判六十五頁に及び、相当膨大なものである。

1. 税理士の使命(第一条) 行つ。
2. 税理士の倫理(新設) 税理士会則第三八条にあるものを第一章の中に入れて「税理士は、その使命に鑑み、常に深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、税理士業務に関する法令及び実務に精通しなければならない。」
3. 税理士の業務 税務書類の作成(第二条第一項第三) 現行法第二条は、税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるものとなっているが、これを「税務官公署に提出することを直接の目的として作成する財務書類は、税務書類である。」と明文化する。
4. 税理士の業務 税務相談 将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に於ける、所謂「仮設的税務相談も税務相談に含めて法文化する。
5. 出廷陳述権(新設) 税理士業務に「税務訴訟に限定した裁判所への出廷(税務)に関する事項について、裁判所において当事者または訴訟代理人とともに出頭し、陳述すること」を新設する。民事訴訟法の補佐人制度は十分であるので、出廷陳述権を法定する。訴訟代理人になるのだから弁護士との職域を侵す結果とはならない。
6. 税理士の資格(第三条) 弁護士も公認会計士も、共に税理士試験を受けなければならない。税理士の資格は得られない。
7. 受験資格(第五条) 現行法第五条六号「税理士、税務代理人、弁護士、公認会計士、会計士補又は監査法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者」となっているのを、税理士業務の補助については特別に三年以上になる者として短縮する。
8. 試験科目の一部免除(第八条) 現行法第八条の「学位」を授与された者を、「博士の学位」に改正し、「修士」を対象外とする。
9. 登録前研修制度(新設) 税理士試験合格者も同試験免除者も登録に対しては、日本税理士連合会の定める研修を受けなければならないとする制度を新設する。
10. 計算事項、審査事項等を記載した書面の添付(第三条の二)及び意見の聴取(第三五条) 第三五条ただし書きを削除する。
11. 調査の通知(第四四条) 「税務官公署の職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を出した者に対して、当該申告書に係る租税に関する事項を調査する」場合において、当該租税に関する第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、相当の期間において、当該税理士に対し、その調査の日時場所を通知しなければならない」と改正する。
12. 使用者等に対する監督義務(第四一条の二)及び助言義務(第四一条の三) 現行法第四一条の二は、会則に譲り、法律から削除する。また、同法第四一条の三は、同法第三六条(脱税相談等の禁止、同法第三七条(信用失墜行為の禁止)より補えるので、削除する。
13. 業務の制限(第四二条) 現行法第四二条では、「公務員の離職後一年間は、その離職前一年以内に占めていた職務に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない」とあるが、この「離職後一年間を離職後二年間又は三年間」と改正する。
14. 営業等の制限(新設) 「税理士は、所属税理士会に届出をしなければ、営利を目的とする事業を営み、若しくは、これを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となることのできない」との条文を、現行法第四章(税理士の権利及び義務)に、新設する。
15. 閲覧謄写権(新設) 「税理士は、その関与する事実について、税務書類作成のため、必要とする場合においては、納税者の委任により、税務官公署に対し、過去に遡り、書類の閲覧、謄写及び複製を請求することができる」との条文を、現行法第四章(税理士の権利及び義務)に、新設する。
16. 税理士の責任(第五章) 現行法第四五条(脱税相談等をした場合の懲戒、同法第四六条(一般の懲戒)の懲戒権を、大蔵大臣から日本税理士連合会に移譲する。
17. 税理士審査会(第五章の二) 現行法第五章の二にある「税理士審査会」を「税理士試験委員会」に、改正する。また、現行の「試験委員」には、「学識経験のある者」の他に、「税理士」を、必ず入れよう改正する。
18. 税理士会及び日本税理士連合会(第六章) 現行法第四九条の二(設立会則)の「大蔵大臣」の認可を、「日本税理士連合会」に、改正する。また、現行法第四九条の一(大蔵大臣の命令による税理士会または日本税理士連合会の総会の決議の取消及び役員解任)については、削除する。
19. 日本税理士連合会(第四九条の二第四項) 日本税理士連合会の会員を、「税理士個人」と「税理士会」の両者として、「日本税理士連合会」と改める。
20. 臨時の税務書類の作成等(第五〇条) 現行法第五〇条は、廃止する。
21. 税理士業務を行う弁護士(第五一条) 弁護士も税理士業務を行うには、国税局長及び税理士会長に通知を必要とする、と改める。
22. 税理士業務の制限(第五二条) 現行法第五二条に対して、新たに、「周旋業務の禁止」・「名義貸の禁止」の条文を整備する。
23. 監督上の措置(第五五条) 国税庁長官の直接の監督は、廃止する。
24. 許可公認会計士(本法附則第三七項) 現行附則第三七項を、廃止する。
25. 税理士法人(新設) 税理士法人については、「個人主体型」と「法人主体型」の二形態の構造を示して、「個人主体型」を、法制度上適切であるとしながらも、本タタキ台では、現時点において想定される税理士法人制度を構築し、会員各位の議論の参考に供するために提示したものであり、当部(東京税理士会制度部)は、引続き、税理士法人の各項目についての理論補強に努めていきたいとし、税理士の共同事務所制度と併せ、有意義としている。

オフィスインテリアの 事なら何でも ご相談下さい

- 人数が増えて困っている ●もっと快適性を高めたい
- 書類が氾濫している ●リクルート対策を考えている 等

オフィスの諸問題に、オフィスコーディネーターがお答え致します。



スチール家具お買い上げの場合、レイアウト料をサービスさせていただきます。



銀座文具株式会社 外商部

中央区銀座2-14-17 TEL 3541-4491 FAX 3542-6020

銀座店 TEL 3542-9395 FAX 3542-0819 新宿店 TEL 3343-3566 FAX 3348-5319

